議案第204号

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例の制定につい

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定め る。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例の一部を改正する条例

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例(平成13年さいたま市条例第210号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前

(利用できる自動車)

- 第4条 駐車場を利用できる自動車は、次に掲げる 第4条 駐車場を利用できる自動車は、別表第1の 自動車とする。
 - (1) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省 令第74号。以下「省令」という。) 別表第1 に掲げる普通自動車のうち長さ6.00メート ル、幅2.00メートル、高さ2.00メート ル及び重さ3.0トンをそれぞれ超えないもの
 - (2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動 車のうち2輪自動車以外のもの(高さ2.00 メートルを超えないものに限る。)

(駐車場の使用料等)

- 第5条 駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、別表第1のとおりとする。
- 2 [略]
- 3 市長は、特に必要があると認めたときは、別表 3 市長は、特に必要があると認めたときは、別表 第2に定める種類の区分に応じて同表に定める金 額の範囲内で規則で定める額により、定期駐車券 を発行することができる。この場合において、駐 車の場所を特定し、又は優先して駐車することが

(利用できる自動車)

とおりとする。

(駐車場の使用料等)

- 第5条 駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、別表第2のとおりとする。
- 2 [略]
- 第3に定める種類の区分に応じて同表に定める金 額の範囲内で規則で定める額により、定期駐車券 を発行することができる。この場合において、駐 車の場所を特定し、又は優先して駐車することが

できる旨の特約をすることはできない。 できる旨の特約をすることはできない。 4 「略] 4 「略] 別表第1 (第4条関係) 利用することができる自動車 区分 (1) 道路運送車両法施行規則(昭和 機械 式駐 26年運輸省令第74号。以下「 車場 省令」という。) 別表第1に掲げ る普通自動車のうち長さ4.70 メートル、幅1.70メートル、 高さ1.55メートル及び重さ1 . 5トンをそれぞれ超えないもの (2) 省令別表第1に掲げる小型自動 車及び軽自動車のうち2輪自動車 以外のもの(高さ1.55メート ルを超えないものに限る。) 平置 (1) 省令別表第1に掲げる自動車の 駐車 うち長さ6.00メートル、幅2 場 . 00メートル、高さ2. 00メ ートル及び重さ3.0トンをそれ ぞれ超えないもの (2) 省令別表第1に掲げる小型自動 車及び軽自動車のうち2輪自動車 以外のもの(高さ2.00メート ルを超えないものに限る。) 別表第1 (第5条関係) 別表第2(第5条関係) 「略] 「略] 別表第2(第5条関係) 別表第3(第5条関係) [略] [略]

附則

この条例は、令和6年1月4日から施行する。